

## 船員の資格に係る国際条約について

- 1．船員の資格については、1978年の船員の教育訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（STCW条約）により定められており、船員の資格証明のために必要な知識及び技能等の要件、当直の基準等が定められている。

締約国：147か国（平成16年9月末現在）

採 択：1978年7月7日（我が国は1982年5月27日に批准）

- 2．STCW条約においては、資格証明を得ようとする者に対して、一定期間の海上航行業務を行っていること、必要な知識及び技能等を有していること等を要件としている。

なお、能力基準に対する能力の証明方法は、求められる能力の特性に応じて、試験、海上履歴による確認又は訓練の修了等によって行われる。

- 3．資格証明に係る証明書については、主管庁が上記2に掲げる要件を満たしていると認める者に対して発給することとされている。

また、各国が発給する証明書に関しても、寄港国によるポートステートコントロール（PSC）等によって本条約の基準に適合しているか否かについて監督を受けることとなっており、船員の養成段階を含めた資格証明のシステムについても国際的な基準を満たす必要がある。

- 4．以上のとおり、資格証明を受けるために有していなければならない知識及び技能等については、STCW条約により共通化されているが、我が国の海技資格を取得するためには、日本語のコミュニケーション能力や我が国の国内の法令の知識も有している必要がある。

- 5．こうした能力及び技能等を確実に身につけたうえで、必要な船員を安定的に育成し確保していくという観点から、公的教育機関において船員の育成を行っているところである。

## 船員及び自衛隊員の養成費用等について

### 1. 防衛大学の授業料について

防衛庁に確認したところ、防衛大学の学生から授業料は徴収していないとのことである。

### 2. 自衛隊員の養成費用について

防衛庁に確認したところ、航空自衛隊における高校等を卒業した者を対象としたジェット戦闘機パイロットの養成（養成期間4年9ヶ月）には、1人あたり約5億8千万円の費用を要するとのことである。

### 3. 船員の養成費用について

養成機関		課程の内容	養成期間	1人あたりの養成費用( )
海員学校	本科	中卒者を対象とした四級海技士（航海）又は（機関）の資格取得を目的とした課程	3年	約569万円
	専修科	高卒者を対象とした四級海技士（航海）又は（機関）の資格取得を目的とした課程	2年	約380万円
海技大学校	三級海技士科	既海技資格取得者を対象とした三級海技士（航海）又は（機関）の資格取得を目的とした課程	4月	約237万円
	四級海技士科	既海技資格取得者を対象とした四級海技士（航海）又は（機関）の資格取得を目的とした課程	2.5月	約148万円

( ) 海員学校及び海技大学校の1人あたりの養成費用について正式に算出したものは無い。ちなみに、平成13年度から15年度の運営費交付金を養成人月（養成人数×養成月数）で割った額に、養成期間を乗じて算出したものは、この欄に掲げるとおり。

なお、上記の表の海員学校の養成課程の学生については、航海訓練所における乗船実習（9月）があり、乗船実習に要する費用は、同様に平成13年度から15年度の運営費交付金を養成人月で割った額約120万円（月額）に9か月を乗じて算出された額1,082万円を別途要する。